



# 山形県公報

令和元年6月4日(火)  
第9号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会臨時会の閉会……………(財政課) ……133
- 県議会定例会の招集……………(同) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………136

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……137
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……140
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(新庄病院) ……141

## 告 示

### 山形県告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により令和元年5月22日招集した山形県議会臨時会は、同月28日閉会した。  
令和元年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和元年6月13日山形市に招集する。  
令和元年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第75号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和元年5月27日次のとおり通知があった。  
令和元年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件  
夏季一時金等の要求に関する件
- 2 期 間  
令和元年6月5日以降事件解決の日まで
- 3 場 所

|                                          |                    |
|------------------------------------------|--------------------|
| 医療生活協同組合やまがた<br>鶴岡協立病院                   | 鶴岡市文園町9番34号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>鶴岡協立リハビリテーション病院          | 同 上山添字神明前38番地      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立大山診療所                  | 同 大山二丁目26番3号       |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立三川診療所                  | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき        | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>鶴岡協立病院附属クリニック            | 鶴岡市文園町11番3号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>メディカルフィットネスVIVID         | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立歯科クリニック                | 同 日枝字海老島159番地1     |
| 医療生活協同組合やまがた<br>訪問看護ステーションきずな            | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>ひとみ保育園                   | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立ケアプランセンターふたば           | 同 双葉町13番45号        |
| 医療生活協同組合やまがた<br>包括支援センターわかば              | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>協立ショートステイセンターふたば         | 同 日枝字海老島64番地       |
| 医療生活協同組合やまがた<br>介護療養型老人保健施設せせらぎ          | 同 文園町9番34号         |
| 医療生活協同組合やまがた<br>小規模多機能型住宅介護事業かがやき        | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8 |
| 医療生活協同組合やまがた<br>サポートセンターあさひ              | 鶴岡市熊出字日鐘31番地3      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>グループホーム和楽居               | 同 日枝字海老島63番地5      |
| 医療生活協同組合やまがた<br>しろにし診療所                  | 山形市城西町四丁目27番25号    |
| 医療生活協同組合やまがた<br>居宅介護支援事業所虹               | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>住宅型有料老人ホーム共同の家虹          | 同 北町三丁目1番37号       |
| 医療生活協同組合やまがた<br>デイサービス虹                  | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>ヘルパーステーション虹              | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた<br>本部                       | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)    | 同 民田字代家田100番地1     |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション) | 同                  |

|                                         |   |               |
|-----------------------------------------|---|---------------|
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)     | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし              | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス            | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし              | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし            | 同 | 99番地1         |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館           | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>有料老人ホームてんまの家                 |   | 酒田市中町三丁目2番21号 |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき               | 同 | 3番18号         |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」             | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>介護予防特化型通所介護あゆみ               | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                       | 同 | 4番12号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院                         | 同 | 5番23号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                 | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち            | 同 |               |
| 医療法人健友会<br>高見台クリニック                     | 同 | 高見台一丁目13番14号  |
| 酒田健康生活協同組合<br>健生ふれあいクリニック               | 同 | 泉町1番16号       |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院          | 同 | あきほ町30番地      |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海酒田リハビリテーション病院 | 同 | 千石町二丁目3番20号   |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                 |   | 山形市沖町79番地1    |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院              | 同 | 東原町一丁目12番26号  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                    | 同 | 桜町7番44号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス          | 同 | 旅籠町一丁目7番23号   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい            | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                   | 同 |               |

|                                             |                    |
|---------------------------------------------|--------------------|
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき                 | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実                 | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち      | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                    | 同 富神前48番地5         |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所                 | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                         | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                         | 同 長町二丁目10番56号      |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                       | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                      | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会<br>かみのやま病院                       | 上山市金谷字下河原1370番地    |
| 社会医療法人二本松会<br>介護老人保健施設かなやの里                 | 同                  |

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月4日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

別表第1山形市市長部局の項中「次長」を「保健医療次監、次長」に、「行革推進課、」を「総務課、行政経営課、」に、「総務課、行革推進課」を「秘書課、総務課、行政経営課」に、「機構改革係長」を「行政組織係長」に

改め、「、中核市推進係長」を削り、

|            |    |
|------------|----|
| 男女共同参画センター | 所長 |
| 保健センター     | 所長 |

を

「

|            |    |
|------------|----|
| 男女共同参画センター | 所長 |
|------------|----|

」に、

「

|          |    |
|----------|----|
| 国際交流センター | 所長 |
|----------|----|

」を

「

|          |    |
|----------|----|
| 国際交流センター | 所長 |
| 東京事務所    | 所長 |

」に改め、同表山形市教育委員会事務局の項

中「学校教育課に置くもので教職員」を「管理課及び学校教育課(教職員)」に、「、主任指導主事」を「に置くも

のに限る。)、主任指導主事に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「次長」を「調整監、次長、参事」に改め、「参事」を削り、同表鶴岡市教育委員会事務局の項中「

|    |
|----|
| 所長 |
|----|

」を「

|       |
|-------|
| 所長、主幹 |
|-------|

」に改め、同表鶴岡市農業委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長、主幹」に改め、同表酒田市市長部局の項中「職員の人事」を「行政組織」に、「担当するもの」を「担当するもの及び人事課に置くもの」に、「給与厚生主査」を「人事主査(人事課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するものに限る。)」に、「

|        |        |
|--------|--------|
| 松山診療所  | 所長     |
| 八幡総合支所 | 支所長、課長 |

」を「

|        |        |
|--------|--------|
| 八幡総合支所 | 支所長、課長 |
|--------|--------|

」に、「

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 平田総合支所 | 支所長、課長              |
| 市立八幡病院 | 病院長、副院長、医長、事務長、看護師長 |

」を「

|        |        |
|--------|--------|
| 平田総合支所 | 支所長、課長 |
|--------|--------|

」に改め、同表酒田市教育委員会事務局の項中「教育部長」を「教育次長」に改め、同表高島町教育委員会事務局の項中「教育次長、」を削り、同表小国町町長部局の項中「、事務長」を「、医療技術部長、事務長」に改め、同表白鷹町町長部局の項中「課長」を「課長(課付課長を除く。)」に改める。

別表第2 北村山公立病院組合管理者部局の項中「診療部長」を「診療部長、薬剤部長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |     |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営小出アパ<br>ート1号  | 長井市台町3-<br>1               | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,500<br>円             | 15,600<br>円                        | 17,900<br>円                        | 20,100<br>円                        | 23,000<br>円 | 26,600<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同    | 55.7                          | 3    | 同   | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000      | 26,600                             |                                    |     |
| 同 成田アパ<br>ート    | 同 成田3102<br>-3             | 同    | 58.4                          | 2    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,000      | 28,900                             |                                    |     |
| 同 小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館三丁<br>目3-9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300      | 25,800                             |                                    | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300      | 25,800                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同<br>3-8                   | 同    | 59.4                          | 4    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             |                                    |     |
| 同 白鷹アパ<br>ート    | 同 白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1   | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500      | 24,800                             |                                    |     |
| 同 あらとアパ<br>ート1号 | 同 725<br>-1                | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800      | 47,100                             |                                    |     |
| 同 2号            | 同                          | 同    | 77.9                          | 1    | 同   | 25,300                  | 29,200                             | 33,400                             | 37,600                             | 43,000      | 49,600                             |                                    | 单身可 |
| 同 飯豊アパ<br>ート    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,100      | 28,900                             |                                    | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,100      | 28,900                             |                                    |     |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年6月10日から同月14日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和元年6月14日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和元年8月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月4日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

(1) 感染性廃棄物の収集運搬業務

|                   |          |
|-------------------|----------|
| イ ポリ容器 (20リットル)   | 約2,900個  |
| ロ ポリ容器 (34.1リットル) | 約1,500個  |
| ハ ポリ容器 (50リットル)   | 約600個    |
| ニ 段ボール箱 (50リットル)  | 約14,000個 |
| ホ 段ボール箱 (80リットル)  | 約24,000個 |

(2) 感染性廃棄物の処分業務

|                   |          |
|-------------------|----------|
| イ ポリ容器 (20リットル)   | 約2,900個  |
| ロ ポリ容器 (34.1リットル) | 約1,500個  |
| ハ ポリ容器 (50リットル)   | 約600個    |
| ニ 段ボール箱 (50リットル)  | 約14,000個 |
| ホ 段ボール箱 (80リットル)  | 約24,000個 |

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院総務課施設係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2660

3 落札者を決定した日 平成31年3月28日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 有限会社北方清掃 上山市宮脇字山岸237番地
- (2) 株式会社キヨスミ産研 山形市鑄物町3番地

5 落札金額

1の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。

(1) 感染性廃棄物の収集運搬業務

|                   |        |
|-------------------|--------|
| イ ポリ容器 (20リットル)   | 583.2円 |
| ロ ポリ容器 (34.1リットル) | 194.4円 |
| ハ ポリ容器 (50リットル)   | 874.8円 |
| ニ 段ボール箱 (50リットル)  | 388.8円 |
| ホ 段ボール箱 (80リットル)  | 410.4円 |

(2) 感染性廃棄物の処分業務

|                   |        |
|-------------------|--------|
| イ ポリ容器 (20リットル)   | 378.0円 |
| ロ ポリ容器 (34.1リットル) | 453.6円 |
| ハ ポリ容器 (50リットル)   | 518.4円 |
| ニ 段ボール箱 (50リットル)  | 388.8円 |
| ホ 段ボール箱 (80リットル)  | 399.6円 |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成31年2月15日



特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月4日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 45,453,557円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

令和元年6月4日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年6月4日発行 発行人 山形県